

配当計算書（謄本）等の公示送達について

地方税法第20条の2、市税条例第18条の規定に基づき次の者に対する配当計算（謄本）及び充当通知書、市道民税領収書を居住不明等により公示送達する。
なお、納税通知書は砂川市長が保管し、いつでも下記の者に交付する。

令和5年5月18日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

住所	納税義務者
カナダ	渡部 真友

あなたがこの処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

なお、地方税法第19条の4に規定する日又は期限が上記期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③のいずれかに該当するときは、当該審査請求の裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（ただし、②と③については、地方税法第19条の4に規定する日又は期限が上記期限よりも早いときは、その早い方の期限までに処分の取消しの訴えをする必要があります。）

配 当 計 算 書 （ 謄 本 ）

滞納者

住(居)所 カナダ

砂 納 税 第 120 号
令和 5 年 5 月 16 日

氏 名 渡部 真友 様

北海道砂川市長
飯 澤 明 彦

下記受入欄に記載の換価代金等については、下記交付期日および場所において支払欄または残余金欄に記載のとおり配当又は交付することになりましたので、国税徴収法第131条の規定の例により、この計算書を作ります。

滞 納 者	住（居）所	カナダ				
	氏 名	名 称	渡部 真友			
受 入	令和 5年 5月 2日 差押					
	換価財産等の名称、数量、性質および所在			金 額 円		
	北海道銀行 砂川支店 積立定期預金 0240682			45,000		
支 払	債権者の住(居)所および氏名		確認した債権額 円	配当 順位	配当金額 円	備 考
	北海道砂川市西7条北2丁目1番1号		45,000	1	45,000	
	北海道砂川市長 飯 澤 明 彦					
残余金（本人）					へ交付)	0 円
換価代金等の交付		期 日	場 所			

連 絡 先		
所 属	氏 名	電 話 番 号
砂川市役所 市民部税務課納税係	西島 卓矢	0125-54-2121 (内線1231・1232)

充 当 通 知 書

砂 納 税 第 120 号
令和 5 年 5 月 16 日

住(居)所 カナダ

氏 名 渡部 真友 様

北海道砂川市長
飯 澤 明 彦



下記のとおり、あなたの滞納税に充当したので通知します。

受 け 入 れ た 金 額 45,000 円

充 当 の 内 訳	対象年度 賦課年度	税 目	通知書番号	期別 (月)	納 期 限	税 額 (円)	督 促 手 数 料 (円)	延滞金額 (円)	加算金 (円)	滞納処分費 (円)	備 考
	令 4 令 4	市・道民税 (普)	37073	4 期	令 5. 1. 31	45,000	0	0	0	0	
		以下余白									
		合計				45,000	0	0	0	0	45,000
充 当 後 の 滞 納 額								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	
								法律による金額	法律による金額	法律による金額	

延滞金額計算日：令和 5年 5月16日

連 絡 先		
所 属	氏 名	電 話 番 号
砂川市役所 市民部税務課納税係	西島 卓矢	0125-54-2121 (内線1231・1232)